

都心臨海部の公園で、公園の魅力アップと市民の健康づくりを実施する事業者を募集します！

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、公園における公民連携に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を令和元年9月に策定しました。

基本方針においては、具体的取組のひとつに公募型行為許可制度の創設を掲げています。

公募型行為許可制度では、公益性を確保しつつ民間事業者等の方々のアイデアを活用したイベント等を行い、公園の魅力と賑わいの創出を図ることを目指しています。このたび、制度の確立に向け、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等を実施する事業者の公募に試行的に取り組むこととしました。

今回の試行実施では、公募型行為許可制度の検討に資するため、従来の行為許可の基準を一部緩和しつつイベント等を実施していただく中で、公益性の確保や公園利活用への影響を検証するものです。

1 概要

(1) 対象公園

- ・山下公園（中区山下町 279 番地）
 - ・大通り公園（中区長者町 5 丁目 55-2）
- の指定するエリア（裏面参照）内の最大 100 m²まで

(2) 対象となる行為

ヨガ等身体の柔軟性を高めることを主な目的とした運動（公園の芝生を傷めるおそれのないもの。3.0メッツ（運動強度※）までの運動を想定しています。）

※健康づくりのための身体活動基準 2013（厚生労働省）

(3) 実施期間

令和2年4月1日～令和2年11月30日（平日・土日祝日ともに可）

(4) 徴収する公園使用料

1回の実施につき 3,900 円

2 公募スケジュール

令和元年12月20日（金）	公募開始
令和2年1月10日（金）17時	質問書提出期限
令和2年1月24日（金）	質問書に対する回答
令和2年2月5日（水）17時	提案書提出期限
令和2年2月中下旬	審査、行為許可候補決定、通知
令和2年3月～	事業者による事前説明、参加者募集、行為許可申請等
令和2年4月～11月	事業期間



3 注意事項

条件・応募方法等の詳細は、下記URLをご確認ください。ご応募お待ちしております！

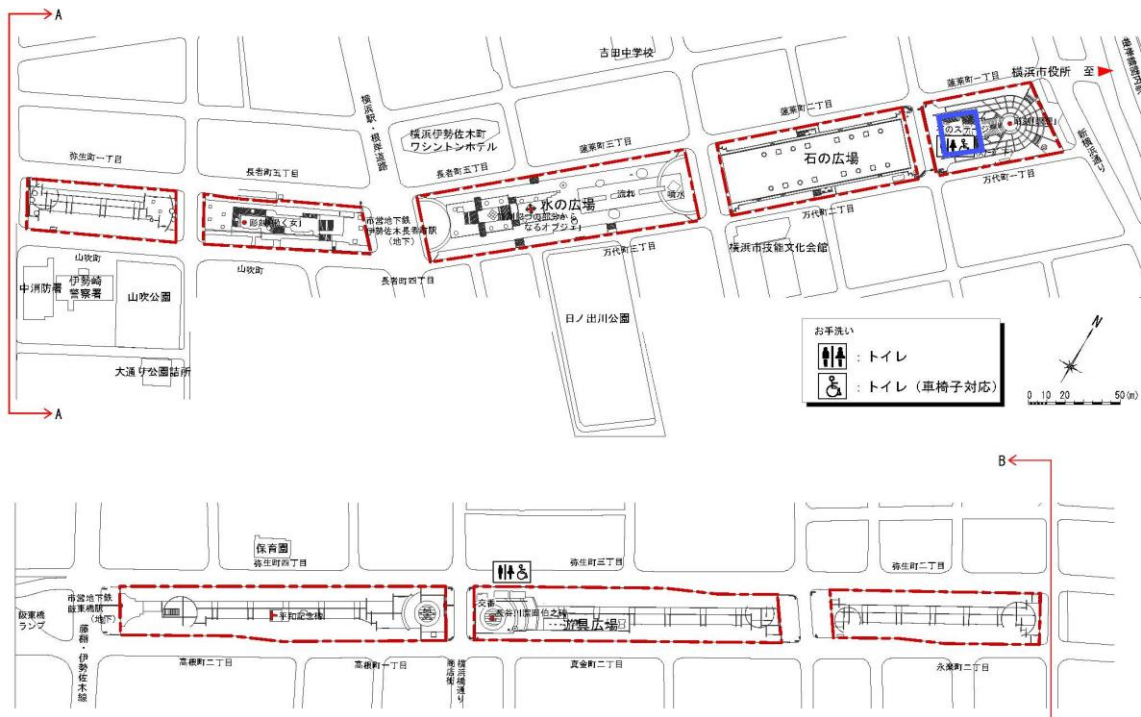
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/toshinbu-shikou>

【裏面あり】

山下公園案内図



大通り公園案内図



活動可能範囲

お問合せ先
 環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園担当課長 伊藤 高志 Tel 045- 671-3793